

事業報告書

(自 令和7年4月 1日 至 令和8年3月31日)

I. 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 賀嶋医院
(2) 所 在 地 兵庫県豊岡市竹野町竹野 2510 番地
(3) 設立認可年月日 平成 18 年 11 月 30 日
(4) 設立登記年月日 平成 18 年 12 月 18 日
(5) 役 員

	氏 名
理 事 長	賀 嶋 直 隆
理 事	賀 嶋 千 春
理 事	賀 嶋 絢 佳
理 事	賀 嶋 希
監 事	賀 嶋 隆 人

II. 事業の概要

(1) 本 来 業 務

種 類	施設の名称	開設場所
診療所	賀嶋医院	兵庫県豊岡市竹野町竹野 2510 番地

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和8年 5月27日 令和7年度決算の確定
令和8年 2月20日 令和8年度の事業計画及び収益予算の決定

法人名 医療法人社団 賀嶋医院
所在地 兵庫県豊岡市竹野町竹野2510番地

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	211,030 千円
2. 負 債 額	50,801 千円
3. 純 資 産 額	160,229 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	116,121
B 固 定 資 産	89,409
C 繰 延 資 産	5,500
D 資 産 合 計 (A + B + C)	211,030
E 負 債 合 計	50,801
F 純 資 産 (D - E)	160,229

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。			
土 地	(□ 法人所有	■ 賃借	□ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有	□ 賃借	□ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 賀嶋医院
所在地 兵庫県豊岡市竹野町竹野2510番地

貸 借 対 照 表

(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	116,121	I 流 動 負 債	31,543
II 固 定 資 産	89,409	II 固 定 負 債	19,258
1 有 形 固 定 資 産	59,146	負 債 合 計	50,801
2 そ の 他 の 資 産	30,263	純 資 産 の 部	
III 繰 延 資 産	5,500	科 目	金 額
		I 資 本 金	29,781
		III 利 益 剰 余 金	130,448
		純 資 産 合 計	160,229
資 産 合 計	211,030	負債・純資産合計	211,030

法人名 医療法人社団 賀嶋医院
所在地 兵庫県豊岡市竹野町竹野2510番地

損 益 計 算 書

(自 令和 7 年 4 月 1日 至 令和 8 年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	141,519
2 事業費用	154,634
本来業務事業利益	-13,115
事業利益	-13,115
II 事業外収益	859
III 事業外費用	790
經常利益	-13,046
IV 特別利益	108
V 特別損失	-
税引前当期純利益	-12,938
法人税等	250
当期純利益	-13,188

法人名 医療法人社団 賀嶋医院
所在地 兵庫県豊岡市竹野町竹野 2510

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人社団 賀嶋医院

理事長 賀嶋 直隆 殿

私は、医療法人社団賀嶋医院の令和7年会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告致します。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決算書類等を閲覧し、本部において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監 査 結 果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月27日

医療法人社団 賀嶋医院

監 事 賀嶋 隆人